（参考）

※　破線で囲っている箇所は、規定の追加又は並び替え等により修正した規定を現行欄及び改正後欄で対応させています。

改正後（新）	現行（旧）
別添 食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出 第１　食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出の対象等 　届出の対象は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 10 条の２第１項に定めるとおり、食品関連事業者等が、食品表示法第６条第８項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号。以下「６条８項府令」という。）で定める事項について、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、自ら当該食品を回収した場合とする。 　なお、食品関連事業者等が法人の場合であってその主たる事務所とは別の部門が自主回収を行ったときの届出先については、当該主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市（法第 15 条第５項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）ではなく、当該部門の施設所在地を管轄する都道府県知事に届け出たとしても、当該施設所在地を管轄する都道府県知事が厚生労働省の食品衛生申請等システム（以下「申請システム」という。）を通じて当該食品関連事業者等からの届出を消費者庁に報告する過程で、当該主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事も申請システムを通じて速	別添 食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出 第１　食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出の対象等 　届出の対象は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 10 条の２第１項に定めるとおり、食品関連事業者等が、食品表示法第６条第８項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号。以下「６条８項府令」という。）で定める事項について、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、自ら当該食品を回収した場合とする。 　なお、消費期限及び賞味期限を超過した食品であっても、同様に自ら当該食品を回収した場合、届出を要することに留意すること。

改正後（新）	現行（旧）
やかに把握することとなる体制が整備されている現状を踏まえ、当該部門の施設所在地を管轄する都道府県知事に届け出ることを可能とする。 また、食品関連事業者等が、食品の自主回収の届出を既に行っている場合であっても、当該食品による消費者の生命又は身体に対する危害が報告されている場合には、当該食品関連事業者等の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事は、法第６条第８項の規定に基づき、回収等の命令の措置を検討すること。 なお、法第 10 条の２第１項の規定によらないものの、アレルゲンのうち「食品表示基準について」（平成 27 年３月 30 日付け消費者庁次長通知）において規定された「特定原材料に準ずるもの」の表示不備を理由として食品関連事業者等が自主回収を行った場合、都道府県知事は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止の観点から、当該食品関連事業者等に対し、積極的な届出を促すこと。	また、食品関連事業者等が、食品の自主回収の届出を既に行っている場合であっても、当該食品による消費者の生命又は身体に対する危害が報告されている場合には、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市（法第 15 条第５項に規定する保健所を設置する市をいう。）又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、法第６条第８項の規定に基づき、回収等の命令の措置を検討すること。 なお、法第 10 条の２第１項の規定によらないものの、アレルゲンのうち「特定原材料に準ずるもの」の表示不備を理由として食品関連事業者等が自主回収を行った場合、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止の観点から、当該食品関連事業者等に対し、積極的な届出を促すこと。
第２　食品表示法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出を要しない場合 法第 10 条の２第１項に定めるとおり、６条８項府令第４条で規定する「食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特定されている場合であって、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたとき」に該当する場合のほか、６条８項府令第１条で定める事項に係る違反に該当しない場合は届出を要しない。具体的な事例は以下のとおり。	第２　法第 10 条の２第１項の規定に基づく食品の自主回収の届出を要しない場合 １　法第 10 条の２第１項に定めるとおり、６条８項府令第４条で規定する「食品の販売の相手方（消費者を含む。）が特定されている場合であって、当該食品の販売をした食品関連事業者等が当該販売の相手方に直ちに連絡することにより、当該食品が摂取されていないこと及び摂取されるおそれがないことが確認されたとき」に該当する場合は、届出を要しない。具体的な事案は以下のとおり。 （１）地域の食品製造事業者が、同一地区の個人経営の小売店に消

改正後（新）	現行（旧）
	費期限を付していない食品を販売したが、当該製造事業者から当該小売店に連絡を行い、当該小売店が消費者への販売前に販売を取りやめた場合であって、かつ、当該小売店の職員の摂取についても想定されないとき。 （２）地域の個人経営の小売店が連絡先を知っている消費者に消費期限を付していない食品を販売したが、直ちに当該消費者に連絡し、当該消費者が当該食品を返品するなどして摂取が想定されないとき。 ２　６条８項府令で定める事項に係る違反に該当しない場合は届出を要しない。具体的な事案は以下のとおり。
（１）名称のみの誤表示（食品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものを除く。） （２）・（３）　（略） （４）生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工用と表示した場合 （５）その他食品表示基準第９条、第 14 条、第 17 条、第 23 条、第 28 条、第 31 条、第 36 条又は第 39 条の規定に抵触する可能性はあるものの、６条８項府令で定める事項の違反とはならない場合	（１）生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工用と表示した場合 （２）・（３）　（略） （新設） （４）その他食品表示基準第９条、第 14 条、第 17 条、第 23 条、第 28 条、第 31 条、第 36 条又は第 39 条の規定に抵触する可能性はあるものの、６条８項府令で定める事項の違反とはならない場合
第３　食品の自主回収の届出事項等 １　食品の自主回収の届出事項 食品関連事業者等は、食品の自主回収に着手した後、遅滞なく、６条８項府令第５条に掲げる以下の事項を都道府県知事に届け出ること。	第３　食品の自主回収の届出事項等 １　食品の自主回収の届出事項 食品関連事業者等は、食品の自主回収に着手した後、遅滞なく、以下に掲げる事項を食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。 なお、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第１項の

改正後（新）	現行（旧）
	規定に基づく食品の自主回収報告の届出先は、食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に限られておらず、届出先が異なる場合があることに留意すること。
（１）食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所	（１）食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
（２）食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所	（２）食品関連事業者等が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名又は名称及び住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
（３）　（略）	（３）　（略）
（４）当該食品が法第 10 条の２第１項に該当すると判断した理由（以下「回収の理由」という。）	（４）当該食品が法第 10 条の２第１項に該当すると判断した理由
（５）～（８）　（略）	（５）～（８）　（略）
２　届出事項の変更等に関する届出 食品関連事業者等は、１に掲げる事項に変更があったとき、又は自主回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が食品の自主回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、自主回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。	２　届出事項の変更等に関する届出 食品関連事業者等は、第３の１に掲げる事項に変更があったとき、又は食品の自主回収が終了したとき（当該食品関連事業者等が食品の自主回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合にあっては、自主回収が終了したことを確認したとき）は、遅滞なく、その旨を食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。
３　届出の方法 （１）食品の自主回収の届出に当たっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 1 項の規定に基づく届出と同様に、申請システムの活用を推奨すること。 なお、申請システムを使用せず届出をする場合にあっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和２年８月３日付　薬生食監発 0803 第２号）の別添１	３　届出の方法 （１）食品の自主回収の届出に当たっては、食品衛生法第 58 条第 1 項の規定に基づく届出と同様に、厚生労働省の電子申請システム（食品表示法については現在、開発中。委細に関しては別途行う通知を参照。）の活用を推奨すること。 なお、電子申請システムを使用せず届出をする場合にあっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」（令和２年８月３日付け薬生食監発 0803 第２号）の別添

<table>
<tr><th>改正後（新）</th><th>現行（旧）</th></tr>
<tr><td>を使用すること。
（２）　（略）

第４　都道府県知事による報告
都道府県知事は、食品関連事業者等から、法第 10 条の２第１項の規定による届出を受けた場合には、第３の１に掲げる事項に加えて、以下に掲げる事項を消費者庁長官に報告すること。
１　６条８項府令第６条第９項に定める事項
（１）～（４）　（略）

２　健康への危険性の程度
以下に掲げる分類の区分

<table>
<tr><th>分類</th><th>対象となる食品</th></tr>
<tr><td>CLASS Ⅰ</td><td>喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合</td></tr>
<tr><td>CLASS Ⅱ</td><td>喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合</td></tr>
</table>
</td><td>１を使用すること。
（２）　（略）

第４　都道府県知事による報告
１　都道府県知事は、食品関連事業者等から、法第 10 条の２第１項の規定による届出を受けた場合には、第３の１に掲げる事項に加えて、以下に掲げる事項を消費者庁長官に報告すること。
（１）～（４）　（略）

２　上記の報告を行う際には、以下の２分類に区分した上で消費者庁長官へ報告すること。

<table>
<tr><th>分類</th><th>対象となる食品</th><th>対象となる表示事項</th></tr>
<tr><td>CLASS Ⅰ</td><td>喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの</td><td>６条８項府令で定める事項のうち、アレルゲン（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及びL-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示</td></tr>
<tr><td>CLASS Ⅱ</td><td>喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであって　CLASS Ⅰに</td><td>６条８項府令で定める事項に該当する表示 のうち CLASS Ⅰの対象となる表示事項を除いたもの
なお、CLASS Ⅱに該当する食品を自主回収した案件であって</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

改正後（新）	現行（旧）
CLASSⅢ　喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い場合	分類されないもの　も、健康危害が生じていることを確認した場合は、CLASSⅠとして報告するとともに、健康危害を拡大させないよう法第６条第８項に基づく回収命令等の必要な措置を検討すること。
（削除）	第５　経過措置等 法第 10 条の２の規定は、令和３年６月１日以降に着手される、同条に規定する食品の自主回収に適用すること。 なお、施行日前に食品関連事業者等が着手している食品の自主回収であっても、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該食品関連事業者等に対して電子申請システム等を利用した情報提供を促し、消費者に対して安全情報の提供に努めること。
第５　その他 １　６条８項府令第１条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収については、法第 10 条の２第１項に定める届出義務はないが、食品関連事業者等が任意で届出を行う場合は、食品関連事業者等は、第３の３（１）に準じて届出を行	第６　その他 １　６条８項府令第１条に定められていない事項の食品表示基準違反に係る食品の自主回収については、法第 10 条の２第１項の規定に基づく届出義務はないが、食品関連事業者等が任意で届出を行う場合は、食品関連事業者等は、第３の３（１）に準じて消

改正後（新）	現行（旧）
うこととする。 　なお、特に必要と認められる場合にあっては、消費者庁長官へ直接届出を行うことができる。	費者庁長官へ直接届出を行うことができる。
２　消費者庁長官又は都道府県知事が受理した届出（法第 10 条の２第１項の規定による届出以外の自主回収の届出を含む。）は、全て申請システムにより公表する。 　なお、申請システムにより公表を行った場合であっても、食品関連事業者等の住所又は法人にあって、主たる事務所とは別の部門が自主回収を行った際には、当該所在地を管轄する都道府県知事が別途公表を行うことは妨げない。	２　国又は都道府県知事が受け付けた届出（法第 10 条の２第１項の規定による届出以外の自主回収の届出を含む。）は、全て電子申請システムにより公表する。なお、電子申請システムにより公表を行った場合であっても、都道府県知事が別途公表を行うことは妨げない。
３　（略）	３　（略）
４　本通知に定める事項については、令和７年６月１日以降に着手される食品の自主回収に適用する。 　なお、本通知の施行以前に着手され、届出された食品の自主回収にあっては、なお、従前の例によることができる。	（新設）